

土木・農林土木工事 現場実務の手引き（令和4年10月）…（P80～P82 抜粋）

現 行	改 定																																								
<p>4-2 検査の体制</p> <p>検査を行う職員は、執行規則第38条に定める検査技監、若しくは検査監又は知事若しくはかい長が命ずる職員が行うものとし、その体制は次のとおりとする。</p> <p>（1）静岡県建設工事検査要領の本庁検査・主管事務所検査の対象</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 本庁</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">工事の種類</th> <th style="width:80%;">検査対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木工事</td> <td>1億円以上及び低入札価格調査対象工事 ※低入札価格調査対象工事以外のICT施工による河床掘削工並びに舗装維持修繕工は除く</td> </tr> <tr> <td>農林土木工事</td> <td>4,000万円以上及び低入札価格調査対象工事 ※低入札価格調査対象工事以外の主たる工種がICT施工による土工並びに舗装維持修繕工は除く</td> </tr> <tr> <td>建築・設備工事</td> <td>6,000万円以上（設備工事にあつては、3,000万円以上）及び低入札価格調査対象工事</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">イ 主管事務所検査 （ア）土木工事</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">検査事務所</th> <th style="width:20%;">所管する事務所</th> <th style="width:60%;">検査対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士土木事務所</td> <td>田子の浦港管理事務所</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">500万円以上 1億円未満の工事 低入札価格調査対象工事以外のICT施工による河床掘削工並びに舗装維持修繕工</td> </tr> <tr> <td>静岡土木事務所</td> <td>清水港管理局</td> </tr> <tr> <td>島田土木事務所</td> <td>焼津漁港管理事務所</td> </tr> <tr> <td>袋井土木事務所</td> <td>御前崎港管理事務所</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	工事の種類	検査対象	土木工事	1億円以上及び低入札価格調査対象工事 ※低入札価格調査対象工事以外のICT施工による河床掘削工並びに舗装維持修繕工は除く	農林土木工事	4,000万円以上及び低入札価格調査対象工事 ※低入札価格調査対象工事以外の主たる工種がICT施工による土工並びに舗装維持修繕工は除く	建築・設備工事	6,000万円以上（設備工事にあつては、3,000万円以上）及び低入札価格調査対象工事	検査事務所	所管する事務所	検査対象	富士土木事務所	田子の浦港管理事務所	500万円以上 1億円未満 の工事 低入札価格調査対象工事以外のICT施工による河床掘削工並びに舗装維持修繕工	静岡土木事務所	清水港管理局	島田土木事務所	焼津漁港管理事務所	袋井土木事務所	御前崎港管理事務所	<p>4-2 検査の体制</p> <p>検査を行う職員は、執行規則第38条に定める検査技監、若しくは検査監又は知事若しくはかい長が命ずる職員が行うものとし、その体制は次のとおりとする。</p> <p>（1）静岡県建設工事検査要領の本庁検査・主管事務所検査の対象</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 本庁</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">工事の種類</th> <th style="width:80%;">検査対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木工事</td> <td>対象なし (土木工事は、すべて事務所検査とする)</td> </tr> <tr> <td>農林土木工事</td> <td>4,000万円以上及び低入札価格調査対象工事 ※低入札価格調査対象工事以外の主たる工種がICT施工による土工並びに舗装維持修繕工は除く</td> </tr> <tr> <td>建築・設備工事</td> <td>6,000万円以上（設備工事にあつては、3,000万円以上）及び低入札価格調査対象工事</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">イ 主管事務所検査 （ア）土木工事</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">検査事務所</th> <th style="width:20%;">所管する事務所</th> <th style="width:60%;">検査対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富士土木事務所</td> <td>田子の浦港管理事務所</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">500万円以上の工事</td> </tr> <tr> <td>静岡土木事務所</td> <td>清水港管理局</td> </tr> <tr> <td>島田土木事務所</td> <td>焼津漁港管理事務所</td> </tr> <tr> <td>袋井土木事務所</td> <td>御前崎港管理事務所</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	工事の種類	検査対象	土木工事	対象なし (土木工事は、すべて事務所検査とする)	農林土木工事	4,000万円以上及び低入札価格調査対象工事 ※低入札価格調査対象工事以外の主たる工種がICT施工による土工並びに舗装維持修繕工は除く	建築・設備工事	6,000万円以上（設備工事にあつては、3,000万円以上）及び低入札価格調査対象工事	検査事務所	所管する事務所	検査対象	富士土木事務所	田子の浦港管理事務所	500万円以上の工事	静岡土木事務所	清水港管理局	島田土木事務所	焼津漁港管理事務所	袋井土木事務所	御前崎港管理事務所
工事の種類	検査対象																																								
土木工事	1億円以上及び低入札価格調査対象工事 ※低入札価格調査対象工事以外のICT施工による河床掘削工並びに舗装維持修繕工は除く																																								
農林土木工事	4,000万円以上及び低入札価格調査対象工事 ※低入札価格調査対象工事以外の主たる工種がICT施工による土工並びに舗装維持修繕工は除く																																								
建築・設備工事	6,000万円以上（設備工事にあつては、3,000万円以上）及び低入札価格調査対象工事																																								
検査事務所	所管する事務所	検査対象																																							
富士土木事務所	田子の浦港管理事務所	500万円以上 1億円未満 の工事 低入札価格調査対象工事以外のICT施工による河床掘削工並びに舗装維持修繕工																																							
静岡土木事務所	清水港管理局																																								
島田土木事務所	焼津漁港管理事務所																																								
袋井土木事務所	御前崎港管理事務所																																								
工事の種類	検査対象																																								
土木工事	対象なし (土木工事は、すべて事務所検査とする)																																								
農林土木工事	4,000万円以上及び低入札価格調査対象工事 ※低入札価格調査対象工事以外の主たる工種がICT施工による土工並びに舗装維持修繕工は除く																																								
建築・設備工事	6,000万円以上（設備工事にあつては、3,000万円以上）及び低入札価格調査対象工事																																								
検査事務所	所管する事務所	検査対象																																							
富士土木事務所	田子の浦港管理事務所	500万円以上の工事																																							
静岡土木事務所	清水港管理局																																								
島田土木事務所	焼津漁港管理事務所																																								
袋井土木事務所	御前崎港管理事務所																																								

現 行	改 定
<p>4-6 検査に係る書類</p> <p>本庁検査の検査に係る書類は次のとおりとする。</p> <p>また、本庁検査の月間実施予定は、原則として前月 20 日までに、別紙の「工事検査課検査予定箇所調書(様式)」により各担当検査員に報告するとともに、「本庁土木・農林検査予定DB」に入力する。</p> <p>なお、事務所検査の場合は、事務所検査監と調整するものとする。</p> <p>(1) 中間検査</p> <p>ア 検査時に準備するもの</p> <p>(ア) 発注者が準備し提出するもの</p> <p>(省 略)</p> <p>b チェックリスト (検査時点までのもののコピー)</p> <p>・「施工プロセス」のチェックリスト</p> <p>・品質証明員確認書類 (低入札等該当工事)</p> <p>(省 略)</p> <p>(2) 完成検査</p> <p>ア 検査時に準備するもの</p> <p>(ア) 発注者が準備し提出するもの</p> <p>(省 略)</p> <p>b 完成届出書の写し、完成写真 (着手前、完成)</p> <p>・完成届出書に受付印及び所長決裁印の押印後のコピー</p> <p>(静岡県建設工事執行規則 39 条 様式第 16 号)</p> <p>・着手前・竣工写真 (工事の概要が判る写真)</p> <p>c 成績評定に関する資料 (当初工事契約金額 500 万円以上)</p> <p>(a) 工事成績採点表 (システムの「完成検査登録」により作成)</p> <p>・担当、主任、総括監督員が押印したもののコピー</p> <p>(省 略)</p>	<p>4-6 検査に係る書類</p> <p>本庁検査の検査に係る書類は次のとおりとする。</p> <p>また、本庁検査の実施予定は、原則として検査の 3 週間前までに、電話又はメールにより各担当検査員に連絡するとともに、「本庁 土木・農林検査予定DB」に入力する。</p> <p>なお、事務所検査の場合は、事務所検査監と調整するものとする。</p> <p>(1) 中間検査</p> <p>ア 検査時に準備するもの</p> <p>(ア) 発注者が準備し提出するもの</p> <p>(省 略)</p> <p>b チェックリスト (検査時点までのもののコピー)</p> <p>・品質証明員確認書類 (低入札等該当工事)</p> <p>(省 略)</p> <p>(2) 完成検査</p> <p>ア 検査時に準備するもの</p> <p>(ア) 発注者が準備し提出するもの</p> <p>(省 略)</p> <p>(削除…以下順位繰上げ)</p> <p>b 成績評定に関する資料 (当初工事契約金額 500 万円以上)</p> <p>(a) 工事成績採点表 (システムの「完成検査登録」により作成)</p> <p>(省 略)</p>

